

■ 1か月単位の変形労働時間制をとる場合の時間外労働の考え方

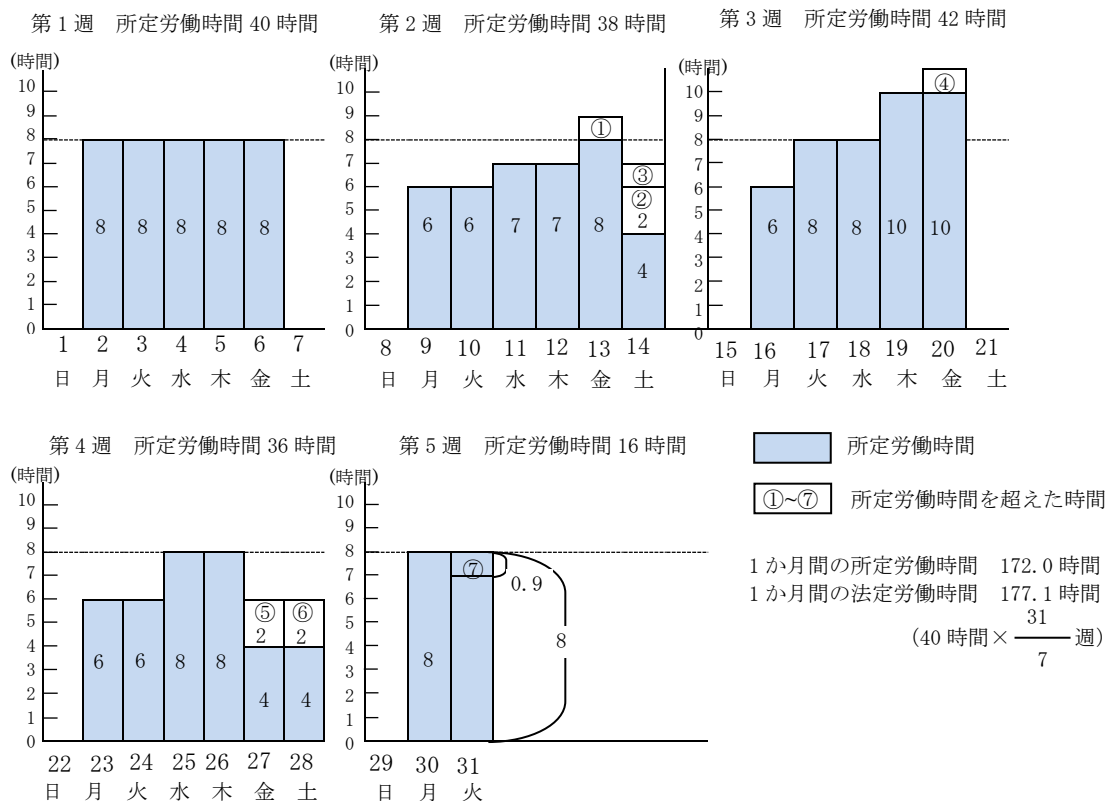
1か月単位の変形労働時間制においても、あらかじめ就業規則や労使協定などで定めた各日・各週の労働時間を超え、労働時間の総枠を超えてしまう場合には、その超えた部分は時間外労働として割増賃金を支払わなければなりません。

1か月単位の変形労働時間制のもとで法定時間外労働となる時間

- ① 1日の法定時間外労働→労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより1日8時間を超える時間を定めた日はその時間、それ以外の日は8時間を超えて労働した時間
- ② 1週の法定時間外労働→労使協定又は就業規則その他これに準ずるものにより、1週40時間を超える時間を定めた週はその時間、それ以外の週は1週40時間を超える時間を労働した時間（①で法定時間外労働となる時間を除く。）
- ③ 対象期間法定時間外労働→対象期間の法定労働時間総枠（40時間×対象期間の暦日数÷7日）を超えて労働した時間（①又は②で法定時間外労働となる時間を除く。）

※ 特例措置対象事業場については44時間

時間外労働となる時間



- ① 1日について8時間を超え、かつ、所定労働時間を超えており、時間外労働が発生
- ② 1日について8時間、1週について40時間を超えておらず、月の法定労働時間の枠内であり、時間外労働は発生しない
- ③ 1日8時間を超えていないが、1週につき40時間を超え、かつ、1週の所定労働時間を超えており、時間外労働が発生
- ④ 1日について8時間を超え、かつ、所定労働時間を超えており、時間外労働が発生
- ⑤ ②と同じ
- ⑥ ②と同じ
- ⑦ 1日について8時間、1週について40時間を超えていないが、②、⑤、⑥について労働させたため月の法定労働時間を超えており、所定労働時間であっても時間外労働が発生（正確には、177.1時間を超える0.9時間分（小数点2桁以下切り捨て））